

防犯意識を高め、被害のないようにしよう！



■最近の犯罪情勢

刑法犯認知件数（6月末）

▼県内全域

1万65件（昨年比▲852件）

▼行方警察署管内

237件（昨年比+31件）

住宅侵入窃盗（※）

26件（昨年比+11件）

自動車盗

24件（昨年比+14件）

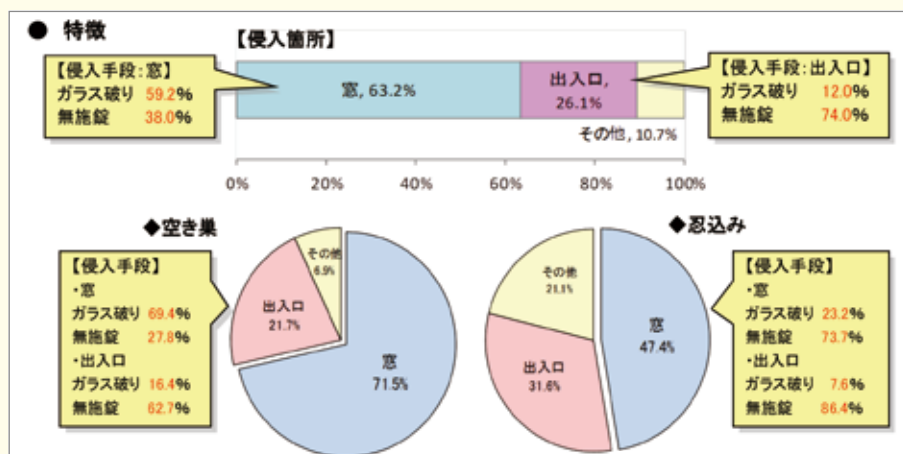
○住宅侵入窃盗の増加要因

被害は無施錠箇所（玄関・窓）からの侵入が多く、農村地域という土地柄で、昔から無施錠の家が多いことが挙げられます。同じ農村地域である隣接の銚田市や稲敷市でも住宅侵入窃盗が増加しています。

※住宅侵入窃盗

空き巣…家人等が不在の住宅の屋内に侵入し、金品を盗むこと
忍込み…夜間、家人等の就寝時に住宅の屋内に侵入し、金品を盗むこと
居空き…家人等が在宅中に住宅の屋内に侵入し、金品を盗むこと

※住宅侵入窃盗の人口10万人あたりの認知件数（犯罪率）は、25・5件で全国ワーストです。



出典：茨城県警察本部発行「いばらき防犯ファイル」No.32 （6月末の認知状況）

○住宅侵入窃盗を防ぐには

外出するときの鍵かけを徹底してください。ちょっとそこまで…という外出でも必ず戸締まりを。大きな窓や出窓、玄関、トイレ、風呂場なども忘れずに鍵をかけましょう。

最近、住宅侵入窃盗の一つである「居空き」（昼間の泥棒）が多く、庭で作業している間や2階でちょっと昼寝をしているときに、居間に置いた財布が盗まれるなどのケースが増えています。家にいるときでも必ず鍵をかけましょう。

夏本番を迎えて蒸し暑く、真夏には「ちょっとくらいなら網戸のまま出かけても…」や「エアコンは苦手だし、網戸で寝よう…」と油断しがちですが、それは泥棒の格好的になります。

手間でも必ず鍵を閉める、忘れずに戸締まりをしっかりすることが大切です。鍵を閉めれば、9割の住宅侵入窃盗は防げるのです。



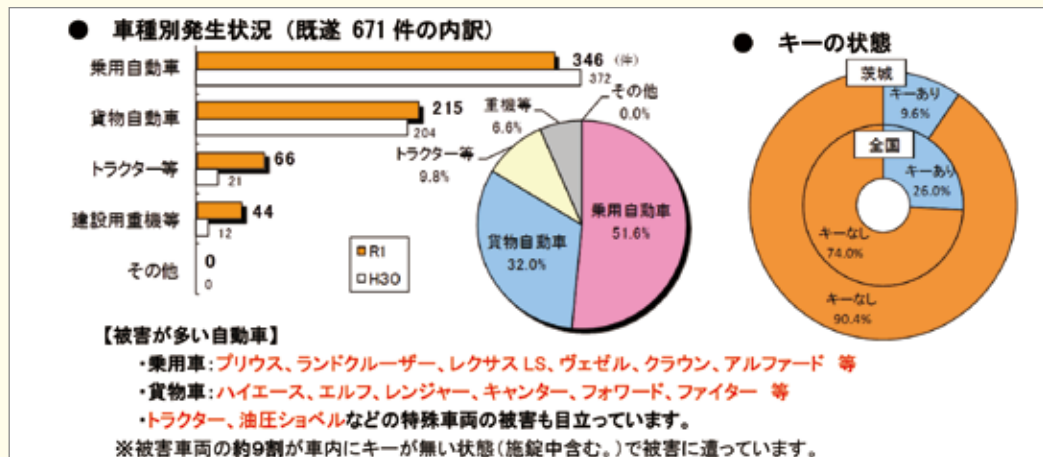
○自動車盗の増加要因

県内の一般家庭は、一家族あたりの自動車所有台数が多く、車の鍵を玄関などに置いてしまいがちです。玄関が無施錠である場合は、鍵を簡単に盗まれてしまいます。

ハイブリッド車などはエンジン音が静かなので、発進音に気がつきにくく、盗難の発見を遅らせます。

そして、県内は高速道路など、県外への交通網が発達しており、車の盗難に気がついたときには、すでに犯罪者集団は短時間で遠方に進んでしまっているという状況になります。

また、犯罪者集団が複数人で連携し、スマートキーの電波を中継し、ドアロックを解除したり、エンジンを始動させてしまう「リレーアタック」を実行しているという事例もあります。



出典：茨城県警察本部発行「いばらき防犯ファイル」No.33 （6月末の認知状況）

○自動車の盗難を防ぐには

家に門扉があれば、必ず閉めましょう。駐車場には、センサーライトや防犯カメラ（手の届かないところに設置する）、音や光を発する機器などの設置が有効です。防犯のために、犬を飼っているお宅も多いようです。

また、ハンドルロックやホイールロック、チェーン付きの車輪止めなど、物理的に施錠することも有効です。

このほか、スマートキーの電波を盗まれないようにするために、玄関の近くにスマートキーを置かない、電波遮断のキーカバーを付ける、テレビの近くに置いたり、アルミホイルで包んでしまうなど、電波を盗まれないようにする対策も大切です。

大切な車の盗難を防ぐためにも、ご家庭で万全の対策をしましょう。



夏休み中の子どもたちも、

防犯対策を忘れずに！

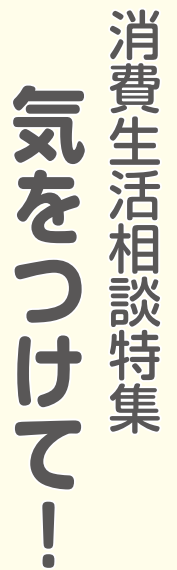
子どもたちは、夏休みまったただ中ですね。

保護者の方、子どもさんが出かけるときは、行き先や一緒の友だち、帰宅時間を確認してください。ご家庭での声かけと防犯のお約束「いかのおすし」（左のイラスト）を忘れずに。

事件や事故を防ぎ、楽しい夏休みにしましょう。



取材協力：行方警察署 生活安全課



【問い合わせ】 行方市消費生活センター（北浦庁舎） ☎ 0291-34-6446

身に覚えのない架空請求はがきや
メールが届いても、決して相手に連絡
しないで無視しましょう！

**特定消費料金未納に関する
訴訟最終告知のお知らせ**

訴訟番号 (め)252

この度、御通知致しましたのは貴方の利用されていた契約会社、ないし運営会社から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をお通知致しました。裁判執行最終期日を既に経過し開始致しました所です。尚、御通知の場合合併宣告の主張が全面的に受入れられ執行官に与えたい元、給料控除及び勘定、不動産等の資産を法的に没収するに及びますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾しなく様ご留意し致します。裁判執行段階の承認に際しましては当該期に承っておりますので、貴様までお問合せ下さい。

尚、書面での通知となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡致す様お願い申し上げます。

※取次期最終期日 令和元年5月 日

地方裁判所管理局

お問合窓口 03-

東京地方裁判所(東京) 1- 愛知地方裁判所(名古屋) 2- 大阪地方裁判所(大阪) 3- 東京地方裁判所(東京) 4- 東京地方裁判所(東京) 5-

このような「架空請求はがき」が、市内の一般家庭に届いています。絶対に連絡しないでください！

■行方市消費者友の会のご紹介

今、私たちの周りでは、若者から高齢者を狙った悪質商法による消費者被害が多発しています。行方市消費者友の会では、私たちの安心・安全なくらしづくりのため、「賢い消費者」を目指し、自ら学び、地域における消費者啓発の活動を行っています。

5月の消費者月間キャンペーンでは、啓発活動として振り込め詐欺の啓発チラシとグッズを配布。なめりーミコットも一緒にお手伝いしました。



セイミヤモール麻生店にて啓発活動

8月10日(土)に、天王崎公園で行われる「サンセットフェスタ in 天王崎2019」でも啓発活動を行います。

詐欺被害に遭わないために

■消費生活センターの出前講座を

開催しています！

行方市消費生活センターでは、各老人クラブの定例会や地域の集会等で、出前講座(最近の消費生活相談に関する事例の紹介や対処法について)を実施しています。消費者被害を未然に防ぐためにも、地区での集会や行事等に出席講座をご利用ください。

お申し込みは、商工観光課(北浦庁舎) 02991・35・2111(まで)までご連絡ください。

▼相談受付

行方市消費生活センター(北浦庁舎1階/山田2564・10)
☎ 02991・34・6446(直通)
FAX 02991・34・6465

■「ひばりくん防犯メール」(茨城県警察)の登録を

左記の登録用メールアドレスに空メールを送信し、返信メールの案内に従って手続きを行ってください。

add@mail1.police.pref.ibaraki.jp

または、この登録用QRコードを読み取ること、右の登録用アドレスを直接入力する手間が省けます。



行方警察署からひびくと

★「二七電話」も気を付けて！

茨城県内における「二七電話詐欺」の認知件数は、6月末現在で148件、被害額はおよそ1億5千万円にも上ります。

被害全体の約7割が65歳以上の高齢女性です。年齢を問わず、女性の割合は、被害全体の約8割を占めています。二七電話は、昼間自宅で留守番している方を狙い、掛けてくることが多いです。

また、6月21日には、行方警察署管内でキャッシュカードすり替え詐欺が発生しました。市内の一般家庭には、警察官をかたる電話が多数かかってきています。警察がキャッシュカードなどの暗証番号を尋ねたり、受け取りに来ることは絶対にありません。怪しいと思ったらすぐに行方警察署へ電話をしてください。

慌ててしまうと判断がつかなくなります。一呼吸置いて、必ず誰かに相談してください。家族や友人、近所の方、警察へ。

今後も警察では、市の消費生活センターと情報共有を図りながら、防災無線や「ひばりくん防犯メール」を活用して注意喚起を促し、被害を未然に防いでいきます。

あれ?おかしいな?と思ったら、
すぐに相談してください！

【警察相談専用電話】(24時間対応)

#9110

または

【行方警察署】☎0299-72-0110



取材に協力いただいた行方警察署 生活安全課の皆さん